

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当その日に、
日、は、
が、と、
日、翌
の、翌)

目 次

◇条 例 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例

条 例

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を
ここに公布する。

昭和四十四年七月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十四号

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条
例

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例(昭和四十二年七月鳥取
県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(運用時間)

第三条 空港の運用時間は、九時から十七時までとする。ただし、知事は、
定期便の遅延、空港施設の建設工事等のため必要と認めるときは、空港
の運用時間を変更することができる。

第四条の見出しを「(運用時間内の空港の施設の届出)」に改め、
同条各号列記以外の部分中「航空機」を「空港の運用時間内に航空機」に
改め、同条の次に次の一条を加える。

(運用時間外の空港の施設の許可等)

第四条の二 空港の運用時間外に航空機の離陸、着陸又は停留のため空港
の施設を利用しようとする者は、あらかじめ、前条各号に掲げる事項を
明らかにして、知事の許可を受けなければならない。許可に係る事項を
変更しようとするときも同様とする。

2 前項の許可を受けて空港の施設を利用する者は、空港の施設の点検等
を行ない、当該施設が航空機の離陸、着陸又は停留に支障がないことを
自ら確認しなければならない。

第六条中「第四条の規定による届出をして」を削る。

第十九条第一号中「第四条」の下に「又は第四条の二」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。